

受給者様

「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

日本私立学校振興・共済事業団

● この扶養親族等申告書は令和7年(2025年)に支払う年金に適用します。

令和6年(2024年)の扶養親族等の申告や変更については、令和7年(2025年)2月から行われる確定申告で
ご対応ください。

● 次の②に該当する人のみ扶養親族等申告書を提出する必要があります。

①	ご自身が ・寡婦やひとり親 ・障害者 に該当しない人 かつ 扶養している 配偶者や親族が いない人	提出不要です。 扶養親族等申告書が未提出の場合でも、 <u>受給者ご自身の基礎的控除</u> が適用されます。
②	①以外の人 ※ご自身が ・寡婦やひとり親 ・障害者 に該当する人 または 扶養している 配偶者や親族が いる人	提出が必要です。 次ページ以降を参照していただき、ご提出ください。 令和6年(2024年)と扶養親族等の状況に変更がない 人も必ず提出してください。 提出がない場合は受給者ご自身の基礎的控除のみ適用と なります。



開いて記入内容を
確認してください。

★この扶養親族等申告書は令和6年(2024年)8月19日時点の私学事業団に登録された内容をもとに送付・
作成しています。

提出期限 令和6年(2024年)10月11日(金)

- 今回お送りした扶養親族等申告書は地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等支払者を経由して市区町村長に提出しなければならない個人住民税の「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を兼ねています。
- 老齢の年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等の各種控除を受けるためには、扶養親族等申告書を提出する必要があります。この扶養親族等申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行います。
- 老齢の年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われません。扶養親族の人数や障害等級の変動など年の途中で申告内容に変更が生じ、納付すべき税額に差額が生じたときは確定申告により精算する必要があります。
- この手引書は、令和6年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

Q & A (書き方で不明な点がある場合) は、3ページから

年金にかかる所得税、税制改正等については、11ページから

申告書の見本と書き方

「受給者氏名」を必ず記入してください。

黄色の部分と青色の部分は切り離さずに提出してください。

黄色の部分は提出の必要がある年金受給者が確認・記入してください。
青色の部分は扶養している親族等について確認・記入してください。
親族等の範囲については手引き12～13ページを確認してください。

C1.012 麹町税務署長殿 市区町村長殿
令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
支払者 日本私立学校振興・共済事業団

提出年月日 年 月 日

年金証書記号番号 61-000001 生年月日 昭和28年 1月 20日
フリガナ シカク タロウ 男

受給者氏名
マイナンバー
電話番号
住所

障害の状態
手帳の種類等 等級 交付年月日
身体 3 昭・平・令 30年 6月 1日

配偶者と離別後、再婚していない方は右の死別～離婚のいずれかに○を。
未婚のまま、生計を一とする子がいる方は未婚のひとり親に○を記入してください。(注)再婚には、事実婚を含みます。

年金受給者本人の令和7年の所得見積額が500万円超の場合は右の欄に○を記入してください。
年金受給者本人の令和7年の所得見積額が900万円超の場合は右の欄に○を記入してください。

赤色部分
記入不可
税 目 税率 所得 控除 税率 所得 控除 税率 所得 控除 税率 所得 控除

配偶者
フリガナ シカク ハナコ
配偶者氏名 私学 花子
生年月日 大・昭・平 31年 10月 1日 令和7年12月31日時点の年齢 69歳
マイナンバー
令和7年の所得見積額 万円
住所 同居 別居
障害の状態 障害なし 障害あり
フリガナ シカク アイコ
扶養親族氏名 私学 愛子
生年月日 大・昭・平・令 19年 10月 15日 令和7年12月31日時点の年齢 18歳
マイナンバー
令和7年の所得見積額 48万円以下 48万円超
住所 同居 別居
障害の状態 障害なし 障害あり
フリガナ シカク アイ
扶養親族氏名 私学 藍
生年月日 大・昭・平・令 21年 8月 15日 令和7年12月31日時点の年齢 16歳
マイナンバー
令和7年の所得見積額 48万円以下 48万円超
住所 同居 別居
障害の状態 障害なし 障害あり

これは見本です

【変更無】
令和7年
普通

【変更無】
令和7年
普通

【変更有】
令和7年
16未満→普通

おて先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 庶務事業部
法人番号 6010005002596

Q & A

1. 印字されている内容と現在の状況が異なります。…………… 4ページ
2. 書き間違えました。…………… 4ページ
3. 住所について…………… 5ページ
 - 1) 住所変更届を提出したのに、以前の住所に送付されてきました。
どうしてですか。
 - 2) 住所を変更する予定があります。どうすればよいですか。
 - 3) 住所は住民票の住所を記入すればよいのですか。
 - 4) 成年後見人が記入する場合、どうすればよいですか。
 - 5) 日本国外に居住している親族についてはどのように記入するのですか。
4. 所得見積額の計算方法がわかりません。…………… 6～8ページ
5. マイナンバー(個人番号)の欄について確認したいのですが。…………… 9ページ
6. 扶養親族等申告書を提出すれば、確定申告は不要ですか。…………… 9ページ
7. 年の途中で申告内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。…………… 9ページ
8. 自分が寡婦、ひとり親に該当するか確認したいのですが。…………… 9ページ
9. 障害の状態欄について確認したいのですが。…………… 10ページ
10. 私学事業団に提出した扶養親族等申告書の内容を確認したいのですが。…………… 10ページ

《お願い》

- 黒のボールペンまたはサインペン(消えないペン)で記入してください。
- 鉛筆で記入しないでください。
- 楷書で記入してください。
- 扶養親族等申告書に申告内容以外は記入しないでください。
- 返信用封筒には切手を貼付のうえ投函してください。
- 返信用封筒に他の手続きの書類は同封しないでください。
- 表面の赤い部分および裏面の白い部分には記入しないでください。
- 配偶者を相互に控除対象配偶者として申告することはできません。
いずれか一方のみに申告してください。

1. 印字されている内容と現在の状況が異なっています。

- 令和6年(2024年)8月19日時点の私学事業団に登録された扶養親族等申告書の内容を印字しています。印字している内容と現在の状況が異なっている場合は、下記の記入例を参考にして、扶養親族等申告書に加筆修正をしてください。
- 扶養親族等の氏名に常用漢字ではない漢字を使用していた場合は、常用漢字もしくは全てカタカナに置き換えて登録しています。漢字を記載する場合は**常用漢字**を使用してください。また、氏名の文字数が多い場合、文字数制限により途中までの登録(印字)となることがあります。
- 所得見積額、別居先住所等については印字していません。あらためて記入してください。
- マイナンバー(個人番号)がすでに登録されている場合は * を印字していますが、前年にマイナンバー(個人番号)を記入していても、ケタ不足等で正しくなかった場合は*が印字されません。正しいマイナンバー(個人番号)を記入してください。
- 前年に提出していない場合は、該当項目をすべて記入してください。

記 入 例

【あらたに申告する扶養親族等がいる場合】

- 該当する項目に内容を書き加えてください。

【扶養から外す場合】

- 就職、結婚、死亡などで扶養から外す場合は、以下の例のように抹消線で削除してください。

<例>

配偶者 △源泉控除対象・生計同一	フリガナ	シガク ハナコ		続柄	配偶者 (法律婚)
	配偶者氏名	私学 花子			
	生年月日	2大・3昭・4平 31年10月10日	令和7年12月31日時点の年齢	69歳	老
	マイナンバー				
	令和7年の所得見積額	万円		退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、左欄の令和7年の所得見積額から退職所得を除いた金額を、ご記入ください。(退職所得がない方は右欄は記入不要です。)	
	住所	①同居	②別居	別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	
障害の状態	①障害なし	②障害あり	手帳の種類等	等級	交付年月日
			身体	2	3昭・4平・5令 3年 3月 3日

【内容に訂正がある場合】

- 以下の例のように抹消線で削除し、あらためて余白または摘要欄に内容を書き直してください。

<例>

障害の状態	①障害なし	②障害あり	手帳の種類等	等級	交付年月日
			身体	2	3昭・4平・5令 3年 3月 3日

2. 書き間違えました。

該当箇所を抹消線で削除し、余白に記入してください。余白が不足している場合は、任意の紙にあらためて記入してください。

判読できないような書き損じや破損があった場合は、再交付いたしますので私学事業団まで連絡してください。

3. 住所について

1) 住所変更届を提出したのに、以前の住所に送付されてきました。どうしてですか。

扶養親族等申告書は令和6年(2024年)8月19日時点で処理が完了している情報をもとに作成しています。住所変更は受付日から1か月程度の処理期間を必要としますので、今回送付した扶養親族等申告書の送付と前後する可能性があります。

2) 住所を変更する予定があります。どうすればよいですか。

変更後の住所がわかる場合は変更後の住所を、提出時点で未定の場合は現在の住所を記入してください。なお、住所変更届を請求するお手紙や「年金受給権者 住所変更届」は、扶養親族等申告書とは別の封筒で提出してください。

3) 住所は住民票の住所を記入すればよいのですか。

実際に居住している住所を記入してください。同居、別居の判断基準も住民票住所ではなく、実態について記入してください。

長期入院は入院前の居所を住所とし、施設入居は施設住所を住所とします。

4) 成年後見人が記入する場合、どうすればよいですか。

住所については、年金受給者が実際に居住している住所を、氏名欄は「年金受給者氏名+“成年後見人”+成年後見人氏名」で申告をお願いします。

(記入例) 私学太郎 成年後見人 湯島花子

5) 日本国外に居住している親族についてはどのように記入するのですか。

引き続き1年以上国内に居所を有しない人かつ令和7年(2025年)12月31日時点で国外に居住見込みの人は非居住者となります。該当の親族の住所欄右上にある「3 非居住」に○をつけるとともに、親族が居住している国外住所を記入のうえ下記のとおり対応してください。

※令和7年中に帰国予定の場合は国内居住者として申告してください。

【非居住者・全員】…(1)または(2)いずれかの書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本や附票の写しなど日本国または地方公共団体が発行した年金受給者との親族関係を証する書類(原本)と、非居住者である親族の旅券(顔写真部分)のコピー
- (2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した年金受給者との親族関係を証する書類(原本)と、その日本語での翻訳(非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限ります。)

【非居住者・30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)】…上記に加えて対応してください。

※令和5年以降、非居住者である30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を控除対象とするには以下の①～③のいずれかに該当することが必要です。該当しない場合は控除対象となりません。

- ① 留学のために非居住である場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(留学)」と記入し、在留カードや留学先の在学証明のコピーなど留学ビザ相当の書類を添付
- ② 障害者である場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(障害者)」と記入、障害の状態欄に障害者手帳等に記載の手帳の種類、等級、交付年月日を記入(記入方法は10ページ参照)
- ③ 年金受給者から生活費または教育費として年間38万円以上の支払を受ける見込みである場合→住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(38万円以上支払あり)」と記入

★確定申告の際に税務署から添付書類を求められることがあります。

★記入漏れや添付書類に不備があると控除対象となりません。ご注意ください。

4. 所得見積額の計算方法がわかりません。

所得見積額の計算方法

所得額とは収入から控除額を差し引いたものです。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。受給者本人、扶養親族等の所得見積額は、いずれも同様の方法で計算します。

●**公的年金等の場合** $\boxed{\text{令和7年に受け取る年金額}} - \boxed{\text{公的年金等控除額(下表参照)}} = \boxed{\text{公的年金等の雑所得の金額}}$

● 公的年金等とは、公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給)及び一定の企業年金(国民年金基金、厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金)等です。公的年金等には、個人年金保険は含みません。

● **遺族の年金、障害の年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。**

☆公的年金等控除額は、下の表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(a)	公的年金等控除額
65歳未満 (昭和36年1月2日以後に 生まれた人)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(a) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(a) × 15% + 68万5千円
	770万円超1000万円以下	(a) × 5% + 145万5千円
	1000万円超	195万5千円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に 生まれた人)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(a) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(a) × 15% + 68万5千円
	770万円超1000万円以下	(a) × 5% + 145万5千円
	1000万円超	195万5千円

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は計算式が異なります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は、上の表の公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合は、一律20万円を差し引いた額が控除額になりますが、私学事業団が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

●**給与の場合** $\boxed{\text{令和7年に受け取る給与の収入金額}} - \boxed{\text{給与所得控除額(下表参照)}} = \boxed{\text{給与所得の金額}}$

☆給与所得控除額は、下の表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(a)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(a) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(a) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(a) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(a) × 10% + 110万円
850万円超*	195万円

※所得金額調整控除を受けられる可能性があります。最寄りの税務署にお問い合わせください。

●**収入が退職手当の場合** $\boxed{\text{一般退職手当の収入金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額(下表参照)}} \times 1/2 = \boxed{\text{退職所得の金額}}$

☆退職所得控除額は、一般退職手当等(※1)の退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数(※2)	退職所得控除額(※3)
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1 退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得額の計算式は異なります。退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得額の計算式が異なります。「一般退職手当等」以外の区分や、2種類以上の区分に該当する退職手当の支払がある場合、退職所得額の計算方法などについて、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

※3 計算した退職所得控除の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得控除額となります。

所得見積額の計算例

受給者本人、扶養親族等の所得見積額は、いずれも同様の方法で計算します。

例1) 令和7年に受け取る年金見込額が100万円、給与見込額が60万円の人

65歳未満の場合(昭和36年1月2日以後生まれ)

令和7年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和7年の公的年金等所得見積額
100万円	60万円	A 40万円
令和7年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和7年の給与所得見積額
60万円	55万円	B 5万円
令和7年の公的年金等所得見積額	令和7年の給与所得見積額	令和7年の所得見積額
A 40万円	+ B 5万円	= C 45万円

65歳以上の場合(昭和36年1月1日以前生まれ)

令和7年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和7年の公的年金等所得見積額
100万円	110万円	△10万円 → D 0万円
令和7年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和7年の給与所得見積額
60万円	55万円	E 5万円
令和7年の公的年金等所得見積額	令和7年の給与所得見積額	令和7年の所得見積額
D 0万円	+ E 5万円	= F 5万円

例2) 令和7年に受け取る年金見込額が120万円、かつ給与見込額が120万円の人

65歳未満の場合(昭和36年1月2日以後生まれ)

令和7年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和7年の公的年金等所得見積額
120万円	60万円	A 60万円
令和7年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和7年の給与所得見積額
120万円	55万円	B 65万円
令和7年の公的年金等所得見積額	令和7年の給与所得見積額	令和7年の所得見積額
A 60万円	+ B 65万円	= C 125万円

65歳以上の場合(昭和36年1月1日以前生まれ)

令和7年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和7年の公的年金等所得見積額
120万円	110万円	D 10万円
令和7年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和7年の給与所得見積額
120万円	55万円	E 65万円
令和7年の公的年金等所得見積額	令和7年の給与所得見積額	令和7年の所得見積額
D 10万円	+ E 65万円	= F 75万円

■税金、所得金額に関するお問い合わせはこちらへ

税務相談等	最寄りの税務署へ	各税務署にて電話または事前予約での相談を受け付けています。
e-TAX作成	国税庁ホームページへ	音声案内 0570-01-5901

計算してみましょう。

1) 65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)、年金130万円以下、給与162.5万円以下の場合

令和7年に受け取る公的年金等見込額 公的年金等控除額※ 令和7年の公的年金等所得見積額
[] - 60万円 = A

令和7年に受け取る給与見込額 給与所得控除額※ 令和7年の給与所得見積額
[] - 55万円 = B

令和7年の公的年金等所得見積額 令和7年の給与所得見積額 令和7年の所得見積額
A + B = C

※公的年金等控除額及び給与所得控除額は、6ページの表を参照してください。

2) 65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)、年金330万円以下、給与162.5万円以下の場合

令和7年に受け取る公的年金等見込額 公的年金等控除額※ 令和7年の公的年金等所得見積額
[] - 110万円 = D

令和7年に受け取る給与見込額 給与所得控除額※ 令和7年の給与所得見積額
[] - 55万円 = E

令和7年の公的年金等所得見積額 令和7年の給与所得見積額 令和7年の所得見積額
D + E = F

※公的年金等控除額及び給与所得控除額は、6ページの表を参照してください。

【ご注意ください】

1. 遺族の年金・障害の年金は所得見積額に含めません。
2. 計算した結果、所得見積額がマイナスになった場合は、「0」と記入してください。
3. 複数の種類の収入がある場合は、種類ごとに所得見積額を計算したうえで、合計してください。
4. 所得見積額の記入にあたっては、収入額ではなく、「所得額」を記入してください。令和7年中に退職所得を受ける見込みがある場合は、令和7年の所得見積額の算出にも退職所得を含めたうえで、右欄の退職所得ありに○をし、令和7年の所得見積額から退職所得を除いた金額を記入してください。
5. 年の途中で所得見積額が変更になり、申告内容を修正する必要がある場合は、確定申告で修正してください。確定申告の要、不要は税務署が判断しますので、最寄りの税務署にお問い合わせください。
6. 青色事業専従者として給与の支払いを受ける人や、白色事業専従者については、扶養親族等として申告することができません。

詳しい所得見積額の計算や確定申告書の要、不要については、最寄りの税務署や税務相談室にお問い合わせください。

5. マイナンバー（個人番号）の欄について確認したいのですが。

- マイナンバー（個人番号）が前年以前の扶養親族等申告書等により登録されている場合は * を印字しています。ただし、ケタ不足等で正しくないマイナンバー（個人番号）を記入していた場合は空欄となっています。その場合は扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を確認し、記入してください。
- マイナンバーが確認できる書類やそのコピーの添付は不要です。
- マイナンバーカードの申請を行っていない場合でも、通知カードにマイナンバーの記載があります。通知カードは平成27年10月以降に市区町村より送付されています。紛失等のあった場合は市区町村窓口にお問い合わせください。
- マイナンバーの一般的なご質問は下記までお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120 - 95 - 0178



6. 扶養親族等申告書を提出すれば、確定申告は不要ですか。

- 確定申告の要、不要は税務署が判断します。最寄りの税務署にお問い合わせください。**
- 年の途中で扶養親族や障害等級等の変動があった場合、年金以外の収入がある場合、生命保険料や医療費の控除を受けたい場合等は確定申告が必要です。

7. 年の途中で申告内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

- 控除額に修正が生じるような変更の場合は、確定申告での修正が必要になります。**
- 確定申告の要、不要は税務署が判断します。最寄りの税務署にお問い合わせください。**

8. 自分が寡婦、ひとり親に該当するか確認したいのですが。

下の表を参考に、確認してください。要件を証明する書類の添付は不要です。

受給者本人の所得見積額	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	離別理由 ^(※4)	控除の区分
500万円 ^(※1) 以下	男性	所得見積額が48万円以下 ^(※2) の子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 未婚のひとり親 ^(※5)	ひとり親
	女性	所得見積額が48万円以下 ^(※2) の子 ^(※3) がいる	死別・離婚・生死不明 未婚のひとり親 ^(※5)	ひとり親
	女性	扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
	女性	所得見積額が48万円以下 ^(※2) の子を除く 扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1 500万円を超える所得見積額がある人は所得税の控除対象にはなりませんが、退職所得を除く所得見積額が500万円以下となる場合は、地方税（個人住民税）の控除対象になります。

※2 48万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象にはなりませんが、退職所得を除く所得見積額が48万円以下になる場合は地方税（個人住民税）の控除対象になります。

※3 「子」は他の人の控除対象配偶者（同一生計配偶者）または扶養親族とされていない人に限られます。

※4 配偶者と離別後であっても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるなど事実婚を含む再婚をしている人は該当しません。

※5 「未婚のひとり親」とは、受給者本人が未婚のまま、出産などにより生計を一とする子がいる人が該当します。

9. 障害の状態欄について確認したいのですが。

下の表の「障害の内容」にあてはまる人は、不備なく記入していただくことで障害者として申告できます。記入にあたり「手帳の種類」「等級」は下の表のうち該当のものを、「交付年月日」は障害者手帳等をご確認のうえ記入してください。要件を証明する書類は添付不要です。

介護保険の要介護認定を受けているだけでは対象になりません。

障害の内容	手帳の種類等	等級	交付年月日
精神に障害のある人で、 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	精神	1 級	手帳交付 年月日
		2 級・3 級	
身体上の障害がある人で、 身体障害者手帳の交付を受けている人	身体	1 級・2 級	手帳交付 年月日
		3 級・4 級・5 級・6 級	
身体、知的上の障害があり、 療育（みどり・愛・愛護など） 手帳の交付を受けている人	療育	A（療育・みどりの手帳） 1～2 度（愛の手帳・愛護手帳） 重度（その他）	手帳交付 年月日
		B（療育・みどりの手帳） 3～4 度（愛の手帳・愛護手帳） 軽度・中度（その他）	
成年後見人制度の利用のある人 (保佐人や補助人は該当しません)	成年	特別	成年後見人 就任日
常に就床を要し、 複雑な介護を要する人※	就床	特別	診断書に記載の ある寝たきりとな った日
原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律第 11 条第 1 項の規 定による厚生労働大臣の認定を 受けている人（ 被爆者健康手帳 の交付だけでは該当しません ）	原爆	特別	認定日
年齢 65 歳以上（昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、市 区町村や福祉事務所長から上記 障害に準ずる障害があると認定 されている人	認定	特別 1～2 級に準ず 重度 など	認定書記載の 証明日
		普通 3～6 級に準ず 中度・軽度 など	

※引き続き 6 か月以上にわたって身体の障害により就床（寝たきり）を要し、介護を受けなければ自ら排泄などをすることができない程度の状態にあると認められた人のことです。排泄などの日常生活に支障のある寝たきりの状態の人が該当します。

- 2 種類以上障害者手帳等をお持ちの人で、障害の内容欄に書ききれない内容については、扶養親族等申告書下部にある摘要欄に記入してください。
- 障害者手帳を申請中の人は、種類と等級は申請内容に基づいて記入し、交付年月日欄には、申請中と記入してください。

要件に該当するかどうかはお住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所にお問い合わせください。

10. 私学事業団に提出した扶養親族等申告書の内容を確認したいのですが。

提出された扶養親族等申告書の記入内容等の確認には応じられません。

ご心配な場合は、提出前にコピーをとっておいてください。

申告内容を修正したい場合は、電話等で扶養親族等申告書の再交付を申請したうえで、改めて提出してください。

年金にかかる所得税、税制改正等

ご提出いただいた「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に基づき、令和7年の年金から源泉徴収する所得税額を算定します。

1) 源泉徴収の対象となる年金額

扶養親族等申告書の送付対象となるのは、私学事業団から支給される遺族、障害以外の年金の合計額が下の表にあてはまる人です。

65歳未満(昭和36年1月2日以後に生まれた人)	年金額が108万円以上
65歳以上(昭和36年1月1日以前に生まれた人) ・国民年金の老齢基礎年金の受給対象とならない人※	年金額が158万円以上
・国民年金の老齢基礎年金の受給対象となる人	年金額が80万円以上

※昭和61年3月31日以前に退職(老齢)の年金の事由が発生している人等が該当します。

2) 復興特別所得税の徴収について

平成25年1月より所得税と併せて復興特別所得税を徴収しています。

これは平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づくものです。税額については源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額となります。

3) 源泉徴収税額の計算方法

源泉徴収税額 = (年金の支給額 - 控除額) × 5.105% (税率5% × 102.1%)

- ・102.1%は復興特別所得税との合計税率を算出するための率です。
- ・控除額 = (基礎的控除 + 人的控除) × 月数

※扶養親族等申告書未提出者の場合、控除額は基礎的控除のみとなります。

- 老齢基礎年金の受給対象となる場合は、上記で算出した控除額から47,500円(月額)が減額されます。
- 年金の支払いの際に控除される介護保険料及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料がある場合は、その保険料も控除額となります。

(参考) 確定申告について

公的年金については、給与所得のような年末調整が行われず、確定申告で源泉徴収税額を精算することとなります。

確定申告で所得税の精算をする必要がある人は、以下の①または②に該当する人です。

- ①他の公的年金〔障害(共済)年金、遺族(共済)年金などを除く〕の支払を受けている人で、私学の年金との合計額が400万円を超える人
- ②他の公的年金(上記①)の支払を受けていて、私学の年金との合計額が400万円以下であり、かつ給与所得、不動産所得、事業所得、公的年金以外の雑所得などの所得金額が20万円を超える人

4) 月額控除表

控 除	対象者	控除種類	1 か月あたりの控除額
基礎的控除	受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当分	65歳未満 1か月の年金支払額×25% +65,000円 (最低額90,000円)
			65歳以上 1か月の年金支払額×25% +65,000円 (最低額135,000円) ・老齢基礎年金の受給対象となる場合は、 上記で算出した控除額から47,500円 (月額)が減額されます。
人的控除	源泉控除対象配偶者が いる場合(法律婚に限る)	配偶者控除	32,500円
		老人控除対象配偶者相当	40,000円
	控除対象扶養親族が いる場合	扶養控除	32,500円×人数
		特定扶養親族控除	52,500円×人数
		老人扶養親族控除	40,000円×人数
	受給者本人、生計同一の 配偶者、扶養親族が 障害者に該当する場合	普通障害者控除	22,500円×人数
		特別障害者控除	35,000円×人数
		同居特別障害者控除	62,500円×人数
	受給者本人が 寡婦、ひとり親の場合	寡婦控除	22,500円
		ひとり親控除	30,000円

5) 人的控除として申告できる人の一覧表

●扶養親族等として申告できる範囲

続 柄	扶養対象者として申告できる
配偶者	戸籍上の配偶者(法律婚に限る) ※配偶者をお互いに扶養対象者として申告することはできません。 ※いずれか一方のみに申告してください。
配偶者以外の親族	6親等以内の血族 3親等以内の姻族 ※児童福祉法の規定により養育を委託された里子(18歳未満)、老人福祉法の規定により養護を委託された養護老人(65歳以上)を含みます。

●所得税の扶養親族等として申告できる所得見積額（退職所得を含む）

受給者本人の 令和7年分 所得見積額	扶養親族等の 続柄	扶養親族等の生年月日 (令和7年12月31日時点の年齢)	扶養親族等の令和7年分の所得見積額（退職所得を含む）		
			48万円以下	48万円超～95万円	95万円超～
900万円以下	配偶者	昭和31年1月1日以前 (70歳以上)	老人控除 対象配偶者相当 ^{※1}	配偶者 特別控除対象 ^{※2}	
		昭和31年1月2日以降 (70歳未満)	配偶者控除対象 ^{※1}		
900万円超	配偶者	昭和31年1月1日以前 (70歳以上)	障害者控除対象 ^{※3}		
		昭和31年1月2日以降 (70歳未満)			
要件なし	配偶者以外の 親族	昭和31年1月1日以前 (70歳以上)	老人扶養控除対象 ^{※1}	控除対象外	
		昭和31年1月2日以降 平成15年1月1日以前 (23歳以上70歳未満)	扶養控除対象 ^{※1}		
		平成15年1月2日以降 平成19年1月1日以前 (19歳以上23歳未満)	特定扶養親族控除対象 ^{※1}		
		平成19年1月2日以降 平成22年1月1日以前 (16歳以上19歳未満)	扶養控除対象 ^{※1}		
		平成22年1月2日以降 [★] (16歳未満)	障害者控除対象		

※1 障害者に該当する場合は障害者控除も併せて対象となります。

※2 配偶者が70歳以上である場合、または障害者である場合は、配偶者特別控除のみが対象となります。控除について詳しくは税務署にお問い合わせください。

※3 配偶者控除の対象となりません。

★16歳未満の扶養親族については、障害者に該当する場合は障害者控除の適用を受けることができます。障害者に該当しない場合は、所得税の扶養控除の対象外ではありますが、地方税算定の際に16歳未満の扶養親族も使用するため記入が必要です。

●地方税（個人住民税）の扶養親族等として申告できる所得見積額（退職所得を除く）

受給者本人の退職所得を除く 令和7年分所得見積額	扶養親族の続柄	扶養親族等の令和7年分の所得見積額（退職所得を除く）		
		48万円以下	48万円超～95万円	95万円超～
900万円以下	配偶者	報告対象	報告対象	
900万円超		報告対象 (障害者に該当する場合のみ)	報告対象外	
要件なし	配偶者以外の 扶養親族	報告対象	報告対象外	

・所得税の扶養親族等として申告できない場合でも、退職所得見積額を除いた所得見積額が、地方税（個人住民税）の扶養親族等として申告できる所得見積額の表にあてはまる場合、扶養親族等申告書（摘要欄）に正しく記入し提出することで、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

・個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

・離別理由等の条件に該当するものの、受給者本人の退職所得を含んだ所得見積額が500万円超となったことにより、所得税について寡婦やひとり親の申告ができない場合も、退職所得を除く所得見積額が、500万円以下となる場合、地方税（個人住民税）については寡婦やひとり親として申告することができます。地方税（個人住民税）についてのみ寡婦やひとり親に該当する場合は、私学事業団まで連絡してください。

お問い合わせ先

税金、所得金額に関するお問い合わせはこちらへ

税務相談等	最 寄 り の 税 務 署 へ	各税務署にて電話または事前予約での相談を受け付けています。
e-TAX作成	国 税 庁 ホ ー ム ペ ー ジ へ	音声案内 0570 - 01 - 5901

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらへ

マイナンバー 総合フリーダイヤル	0120 - 95 - 0178
------------------	------------------



扶養親族等申告書の書き方等についてはこちらへ

受付時間 月～金 9:00 ～ 17:15

(祝日及び年末年始を除きます)

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっておりご迷惑をおかけしております。
とくに、月曜日や午前中は電話が大変混雑します。ガーデンパレス共済業務課をご利用ください。

お問い合わせの際は、年金証書番号や基礎年金番号をお知らせください。

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011 (222) 6234 (直通)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022 (299) 6231 (直通)	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052 (957) 1388 (直通)	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06 (6393) 9701 (直通)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
広島ガーデンパレス 共済業務課	082 (262) 1134 (直通)	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092 (752) 0651 (直通)	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15

※提出した扶養親族等申告書の記入内容の確認等には応じられません。

提出内容に誤りがあるかもしれないといった場合には扶養親族等申告書を再交付しますのであらためて提出してください。

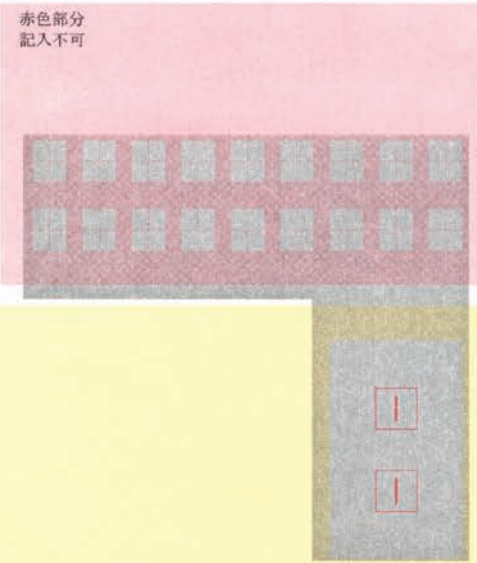
※税務相談等は最寄りの税務署にお問い合わせください。

配偶者を除く扶養親族が3人以上のため、同封の扶養親族等申告書に書ききれない場合に使用してください。

CL012 趣町税務署長殿 市区町村長殿
令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
支払者 日本私立学校振興・共済事業団

提出年月日 年 月 日

年金証書記号番号	生年月日
フリガナ	
年金受給者氏名	<自署をお願いします>



フリガナ			続柄	
扶養親族氏名				
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	令和7年12月31日時点の年齢	歳 老・特・05
マイナンバー				
令和7年の所得見積額	該当する方に○をしてください。 48万円以下	48万円超	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、左欄の令和7年の所得見積額から退職所得を除いた金額を、ご記入ください。（退職所得がない方は右欄は記入不要です。）	退職所得あり 万円
住所	1 同居	2 別居	別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住 A B C D
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級 交付年月日 昭・平・令 年 月 日 普・特

フリガナ			続柄	
扶養親族氏名				
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	令和7年12月31日時点の年齢	歳 老・特・05
マイナンバー				
令和7年の所得見積額	該当する方に○をしてください。 48万円以下	48万円超	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、左欄の令和7年の所得見積額から退職所得を除いた金額を、ご記入ください。（退職所得がない方は右欄は記入不要です。）	退職所得あり 万円
住所	1 同居	2 別居	別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住 A B C D
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級 交付年月日 昭・平・令 年 月 日 普・特

フリガナ			続柄	
扶養親族氏名				
生年月日	大・昭・平・令	年 月 日	令和7年12月31日時点の年齢	歳 老・特・05
マイナンバー				
令和7年の所得見積額	該当する方に○をしてください。 48万円以下	48万円超	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、左欄の令和7年の所得見積額から退職所得を除いた金額を、ご記入ください。（退職所得がない方は右欄は記入不要です。）	退職所得あり 万円
住所	1 同居	2 別居	別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住 A B C D
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級 交付年月日 昭・平・令 年 月 日 普・特

摘要欄				
-----	--	--	--	--

事業団利用种	
1次	2次
エラー処理	パンチ調整

あて先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 法人番号 6010005002596

扶養親族が3人以上いる場合は必要事項を記入したうえで、必ず同封の扶養親族等申告書と一緒に提出してください。

